

寛文一二年三井高利自筆「万借帳」・「万覚帳」

— 草創期の三井 —

三井高利が長兄の生存中に江戸に店舗を持つことを断念して、松坂において多くの子供達を養育しながら金融業を営んで蓄財し、延宝元年（一六七三）兄の逝去から半月後の八月に江戸に呉服店開設を果たしたことは、汎く知られていることである。ここに紹介するのは、その前年の寛文一二年（一六七二）に三井高利が作成した松坂在住時代の帳面二冊で、一つは「万借帳」、もう一つは「万覚帳」である。目録上の表題は表紙の題簽（貼紙）をとって「宗寿松坂ニ而之万借帳」（北六一一）、「宗寿自筆覚帳」（北六一一）となっているが、ここでは三井高利本人が付けた表題である「万借帳」、「万覚帳」と表記することとする。

両帳面は表題は異なるものの、ともに領主紀州家を中心と

する大名貸、領内周辺の村々への貸付、地縁的・血縁的つながりのある商人間との貸借関係など、金融活動を通して高利がどのようにして資産の増殖と運用を行なったか、その実態を窺うことのできる貴重な史料である。これらの二冊を利用して高利の松坂在住時代の金融について解析したものに、中田易直『三井高利』（吉川弘文館 一九五九）と『三井事業史』本篇一があるので参照されたい。本史料紹介では高利が実際に付けていた帳面がどのような体裁のものであったかという観点から、全容をみようとするものである。

「万借帳」、「万覚帳」は創業時の史料として「宗寿勢州御入候時ノ帳めん也 八郎右衛門」と書かれた古びた紙（おそらくは元は袋か紙包みであったのを切り取ったと思われる）

が貼り付けられた袋に他の八冊とともに入れられ、保存されている。貼紙の左余白には小さく「享保十三申ノ六月八郎右衛門・八郎兵衛立会改、宗寿居士其外同苗自筆手帳入」と書かれている。余白書込みの立会人八郎右衛門は、北家三代高房であり、八郎兵衛は新町家二代高方で、二人とも三井家の第二世代にあたる。参考までに他の八冊を掲げておく。

延宝七年《宗寿直筆出入帳》(北六一三)

延宝五年宗寿御自筆覚帳(北六一四)

《寛文十二年壬子二月宗寿いせ吉利支丹帳》(北六一五)

寛文十二年壬子年二月請状証文之一札(北六一六)

元禄六年金銀小遣帳(北六一七)

高治「辰ノ正月万覚」(北六一八)

高治「元禄二己巳年覚帳」(北六一九)

高好「宗感覺帳」(北六一〇)

(右のうち「宗寿いせ吉利支丹帳」と「請状証文之一札」

はどちらも高利が拵えた複製史料⁴⁾である)。

いずれの史料も北三井家に遺されたもので、戦前の旧三井文庫からの引継史料として三井文庫に長く寄託保管されていたが、二〇〇一年に寄贈となり、二〇〇四年に公開されている。

形態について

「万借帳」、「万覚帳」はどちらも半折り列帖装の縦横ともに同じ位のサイズで、「万借帳」は表紙縦一九・六センチ、横一四・二センチ、「万覚帳」は縦二〇・六センチ、横一五・一センチである。前者は二括り全五六丁、内墨付き三四丁、白紙二二丁であるに対し、後者は四括りの拵えで、全一三七丁、内墨付き二四丁、白紙一一三丁という、厚さの割に白紙部分が圧倒的に多い。ともに表紙には寛文十二年(二六七)の正月吉日と書かれており、裏表紙は「越後屋八郎兵衛」と書かれている。高利は延宝八年(一六八〇)に剃髪する(号宗寿)まで八郎兵衛を名乗っている。

二つの帳面に共通するのは、「万借帳」は表表紙は下から三センチ、「万覚帳」では二センチ、裏表紙は「万借帳」では同じく三センチ、「万覚帳」では一センチのあたりのところから横巾より短く、高さ一ミリほど、巾三・五ミリ(裏表紙の方は巾約五ミリ)ほどの横木がわたされ、その上から表紙の紙が貼られているので、見た目にも出っばっていることである(本号口絵参照)。この横木の入ったでっばり仕様は、「万借帳」「万覚帳」に限らず、巾や厚みこそ異なるが、残存する高利の作成した他の手帳類三冊にもすべてに入っている。表紙の文字はその出っばりの上でも構わず書かれているのである。高利の三男高治や六男高好作成の帳面には見られないことから、高利独自の作り方であったか、いずれにせよ特徴

	内容構成 [] 内は見出し	内容年代	件数・墨付き丁数	
万借帳	(大名・武家貸し台帳)	寛文9～延宝2	6件	3丁
	(在貸し台帳)	寛文9～延宝2	13件	6丁
	(金銀出入)	寛文12～延宝元	84件	14丁
	[当座借シ借り]	寛文12～延宝元		5丁
	[借り之所] (分け貸し台帳)	寛文9～延宝2	5件	2.5丁
万覚帳	[借し覚] (大名・武家貸し台帳)	寛文11～延宝7	17件	8.5丁
	[在借し] (台帳)	延宝3～延宝7	23件	10.5丁
	[分け借し] (台帳)	寛文11～延宝5	6件	2.5丁
	[借り] (金銀出入)	延宝2～延宝6		2.5丁

内容構成について

のある表紙である。

どちらも大名・家中など

武家貸し、在貸し、分け貸しの台帳部分と、金銀出入の明細が記入されている。

ただし記載内容からみると「万借帳」が若干早く使用され寛文九年(一六六九)から延宝二年(一六七四)まで押印や合点マークが付

されている。これに対し「万覚帳」には台帳部分は前者と重なる記載もみられるが、新たな印鑑が付け直しされている。そして大名貸しは寛文十一年(一六七九)から延宝七年(一六七九)まで、在貸しは延宝三年(一六七五)から延宝七年(一六七九)まで実際に

使用されている。大名・武家貸しや分け貸しについては「万借帳」では返済が終わりきっていないものを改めて「万覚帳」に付け直しているのである。「万覚帳」の作成が寛文一二年となっているのは、これらの貸付が増えるの見越して、貸付相手を整理し、寛文一二年に新たな帳面を作り、付け直したのであろう。

高利の押印は三種類あり、「万借帳」では寛文九年～同一年に押された印鑑(印1)と寛文一二年および延宝元年に押されている印鑑(印2)の二種がある。また、「万覚帳」で使用されている印鑑は第三の印鑑(印3)で統一されている。それぞれの印鑑は本史料中で左のとおりに表示してある。

 印1 「万借帳」の中で寛文九年～一年に使用
 印2 「万借帳」の中で寛文一二年、延宝元年の受取

印として使用
 印3 「万覚帳」全般に使用(寛文一二年～延宝七年)

「万借帳」の翻刻について

「万借帳」の形態は「万覚帳」と同じであるが、括りは二つであり、四カ所に切れ込みが入っているが、綴じ紐は真ん中二カ所で結ばれているのみである。紐は後世に閉じ直したと思われる。

一括り目の折は表紙も含めて二八枚、うち三枚の片側を貼

り合わせて表紙とされているため全五三丁あるが、二括り目は同じく裏表紙用に使われている料紙三枚を折った分、すなわち三丁分しかない、非常にアンバランスな形の帳面である。

表紙の文字は墨がかすれていて、中央の表題「萬借」と右側の「式」、左側の「正」の文字がやっつと読める程度である。表題左側に貼紙にて「自筆 宗寿松坂ニ而之萬借帳」と書かれている。表紙の文字については、三井家編纂室が明治四一年（一九〇八）に影写本（特一一六）を作成したさいには、表題「萬借帳」の「萬」の草冠部分の輪郭、および右側の文字のうち「寛」は輪郭を残し、その下は「文拾貳年」、右側の文字は「正月吉日」と写し取っている。その時点では読めたのであろうか。

自身には甚だしい錯簡があり、用紙自体の天地が逆さまに綴じられてしまっているところがある。何時、なぜこのような錯簡のまま綴じられたのかは不明であるが、享保七年（一七二二）に長男高平と三男高治が創業の事蹟を後世の子孫に残すため、それぞれ「家伝記」「商売記」を書き著したその資料として、バラバラにあったものを集めて綴じ直したか、享保一三年に北家三代高房らが袋に入れた時のものかとも考えられる。三井家編纂室では影写本を作成するさい、独自に整理した形で写しているが、数カ所にある用紙の天地のひっくり返りに気づかず、そのまま写している。すなわち原本

のままで、写本にしても、高利が実際に書き記した元々の形をみることは不可能なのであって、本史料紹介でも疑問を残したままであることをお断りしておく。完全な復元には後考に俟つしかない。

このような状態である「万借帳」を翻刻する前段階の作業として、まず複製を作って一旦解体し、用紙の裏表・左右、天地逆さを戻すなど一枚一枚の組み合わせを確認しながら、また原本の形に戻ることができるように原本の丁数と裏表を書入れ、年月日、印鑑の種類、金額、文字のつながり具合、内容等でまとめられるものを集め、グループ分けした。その結果どうしても入れられないグループがあるが、それは後考に委ねるとして、左のように内容構成のグループ分けを試みた。順番は表表紙からつけてある。天地逆さのグループは本来裏表紙側から書かれたものと思われるが、見易くするため表紙側からの順番を書き入れた。〔 〕内は原本に書かれている見出しである。

- A 〔大庄屋名之覚〕（表紙裏書）
- B 〔紀州家・大名・武家貸し台帳〕
- C 〔中川清右衛門分け貸し台帳半端分〕
- D 〔在貸し台帳〕
- E 〔寛文一二年金銀出入〕
- F 〔延宝元年金銀出入〕

- G 「借り借シノ覚」(天地逆)
 H 「借り之所」(分け貸し台帳)
 I (未十二月金出入)(裏表紙裏書、天地逆書)

以下簡単に各グループの説明を加える。

A 表表紙の裏側に四名の大庄屋名が書かれている。「万覚帳」の「在借し」の終わりの方に延宝期の一五ヶ村の大庄屋八名が記されているが、名前が一致するのは二名だけである。延宝期より前の覚書と思われる。

B 紀州家および石川若狭守への金融。小笠原与左衛門、大崎与惣左衛門は、紀州家上級家中である。「万覚帳」に出てくる大崎三左衛門も同様。

石川若狭守(総良)は神戸藩二万石。松平九郎左衛門は旗本であろうと思われる。

C 石川若狭守に対する分け貸しなので、本来はHの「借り所」に入るべきであるが、Hは二括りめから始っており、前述したように、書き込みスペースは三丁分しかない上に、全部埋まっているため、Cを入れる場所がない。また「小判式百両 同人」とある同人とは、印鑑から中川清右衛門(常故)なのであって、それに該当するH以外の台帳部分が見当たらない。また同じ用紙の反対側裏表の文字は逆さに記載されており、それからみても該当する個所がないた

め、やむをえずCとした。しかしながらこの分は「万覚帳」の「分け借シ」に付け替えられているので、内容上には問題ない。

D 印鑑の押してある台帳としては曲村、波瀬村、六呂木村への在貸しの記録として寛文九年からと一番年代が古く、Aの表紙裏の大庄屋名とのつながりを考えると、このグループが一番最初に来るのかも知れない。また寛文一二年の子年から印鑑が改まっていることから、前年亥年までの分は前の帳面からの付け直しだったことと考えられる。

E 寛文一二年中の武家貸し・在貸しの利子収入や、角屋七郎次郎・竹内道本・小野田・伊豆藏・荒木といった松坂近辺の豪商への借り金支払い、米・餅米・榎木・木綿など購入費に加え、「内へ」「しゅほうへ」という出費項目がみられる。自宅の経費として一月から二月にかけて四回に亘って三五両が、母殊法へは一月から翌延宝元年四月までの間に三回に分けて小判三四両が渡されている事実は興味深い。

取立や返済の使いとして二郎右衛門、三井五郎八の名も散見される。二郎右衛門は二男高富(寛文一二年改名)であろう。江戸開店の準備打ち合わせで帰郷していたかも知れない。五郎八は五男安長(二三才)である。高利の多くの子供達の中で、唯一養子に出され(延宝四年京都松屋へ)、

不行跡を重ねて実家、養家からも義絶されてしまったが、松坂では父の仕事の手伝いをしてきたことが判る。

F 原本三三二丁間小口中央に紙繕りが貼り付けられており、延宝元年の目印となっている。延宝元年の江戸呉服店開業後の在貸しや石川若狭守、松平九郎左衛門、小笠原与左衛門からの年賦返済金が記されている。また丹生の永井彦太夫とともに、高利が松坂にて米の買付を行っていたことを知ることができる。永井彦太夫は丹生永井氏出身の母殊法の一族と思われる。

G 文字が逆さに書いてあったり、折り山が上になったまま綴じ込まれていたグループである。山折りを下にもどすと、天地逆に書かれていることから、おそらく裏表紙側から書いたと思われる。「万覚帳」では〔借し覚〕と〔借り〕が別れた項目立てになっているが、「万借帳」では〔当座借し借り〕と見出しが付いている。開業間際の江戸への送金に射和や松坂の豪商富山氏、竹内氏、村田氏と為替が組まれていることや、延宝元年開店後京都での仕入れに回った長男八郎右衛門（高平）の元への送金に、本人へ手渡しだけでなく、親戚筋の小野田や津の三井文右衛門なる人物と京都両替商小牧宗左衛門他商人間と為替を組んでいること、江戸から京都への送金に桑名の商人が関わっていることなどにも注目したい。

H Cで述べたように、二括り目の始め（本文五四丁裏）に〔借り所〕と見出しが貼られているが、天地は正常につき、もともとこの場所から裏表紙に至るように書き始められて、スペースが足りなくなっている。×消し印のついていない分は「万覚帳」の方に付け替えられている。

I 裏表紙裏に逆さに書き込まれているが、前丁まで二行分入り込んで書かれているので、表記し難く、よって文字を逆さまのままとした。

寛文一二年の三井家について

高利と妻かねの間には一〇男五女の子供がいる。寛文一二年現在の家族構成をみることにしよう。

八郎兵衛（高利・51才）

女房（かね・38才）

長男 八郎右衛門（高平・20才） 在江戸本町

二男 次郎右衛門（高富・19才） 江戸本町

三男 山三郎（高治・16才） 江戸本町

四男 四郎三郎（高伴・14才）

五男 五郎八（安長・13才）

六男 佐吉（高好・11才）

長女 千代（みね・6才）

二女 すま（よし・3才）

三女 まつ(0才)

九男 八三郎(高久・0才)

翌延宝元年に五女かちが生まれる。高利の母殊法が同居していたかどうかは定かではない。

長男高平、二男高富、三男高治の三人は江戸本町四丁目の伯父店に勤務して不在、松坂には四男高伴以下七人が両親とともに暮らしている。

二男高富の「高富草案」、長男高平の「家伝記」に、「寿讚(かね) 子共六七人迄は下女式人、雇の物縫い迄にて腰元なし、縫針一切有増自分に被致候事」と、寛文三、四年頃まではつましい生活をしていたことが記されている。また「三井一統松坂人別帳」(永一六三)の寛文五年には下男が一人、翌寛文六年には手代九郎兵衛と下男一人が記されているが、手代九郎兵衛は高平より一年早く商売見習いのため高利長兄の江戸本町四丁目の釘抜店に送られており、下男は寛文一〇年除帳となっている。寛文一二年二月の奉公人を「(宗寿いせ吉利支丹帳)」(北六一六)によって見てみる。

吉利支丹しゆらめんとの事

一 吉利支丹宗旨ニ成、此前方願ひ申事後悔ニ而御座候間、後々末代吉利支丹ニ立帰ル事仕間敷候、同妻子・眷属・他人其すゝめ仕間敷候ハ、自然何方よりも伴天連参こんひさんの

すゝめをなすといふ共、此書物に判致上ハ其義曾以妄念にもおこし取扱事同心仕間敷候、本之吉利支丹ニ立帰ルにおひてハ、しゆらめんとの起請文を以是をはつする者也

一 上にハ天ム・てうす・さんたまりやを初奉り諸々之あんしよの蒙御罰、死ハいんへるのといふ於獄所諸天狗之手ニ渡り永ク五衰三熱之苦シミを請、重而又現世ニ而ハ追付らざるに成人ニ白癩黒癩とよはわるへき者也、乃おそろしきしゆらめんと如件

一 私祖父親之代拙者ハ勿論、妻子ニ至まで吉利支丹宗門ニ少々之内も成申たる義無御座候、日本之神并ニ吉利支丹之誓詞偽り無御座候、已上

右之通承届ケ申候、以上

権九郎〇

久三郎〇

三九郎(花押)

与三兵へ(花押)

とら〇

たけ〇

四郎次郎

うば〇

おすま

うば〇

おまつ

うは〇

八三郎

うは

七兵衛〇

こま〇

とら〇

たつ〇

すなわち男の奉公人が五人（七兵衛は下男であろう）、女性の奉公人は九人で、うち二人が腰元、四人が子供達の乳母であり、三人が物縫いと下女なのである（右のうち、「四郎次郎うば」とある「四郎次郎」とは寛文八年に四郎三郎と改名した四男高伴のことであろうか）。寛文一二年の段階では奉公人が男女合せて一四人いる状態である。男の奉公人は次の寛文十二壬子年二月吉日「請状証文之一札」（北六一六）で見ると、五人のうち、四人が寛文一二年に雇われている。「請状証文之一札」全文を左に掲げる。

請状之事

一此者貴殿方ニ奉公致させ置申候、奉公仕候内ハ拙者請人ニ罷立候、此者御公儀様御法度ハ不及申、取にけ、懸落、其外何様之六ヶ敷義出来候共、貴殿へは少も御苦勞かけ申間敷候、

御公儀様へ我等罷出急度申分可仕候、御法度之吉利支丹ニ而ハ無御座候、則寺請状も拙者方ニ取置申候、御吟味被成候ハ、何時成共寺請状持参可仕候、為後日請状如件

三井八郎兵衛殿旨

右請状之通、慥ニ承届ケ請判仕候、已上

(*これより高利筆)

一久三郎 子ノ二月二日より奉公致させ申候

請人

奉公主 久三郎(花押)

一三九郎 子ノ二月二日より奉公致させ申候

請人 おしろい町

ぬしや次郎兵衛(花押)

奉公主 三九郎(花押)

一与三兵衛 子ノ二月二日より奉公致させ申候

請人 松名瀬村

宗右衛門(印)

奉公主 与三兵衛(花押)

一七兵衛 子ノ二月二日より奉公致させ申候

請人 はせ

野口八兵衛(花押)

奉公主 七兵衛

すなわち寛文初年時よりも、男性の奉公人が複数名必要とさ

れる状況にあったということであろう。金融事業の拡大が図られようとしていることを推測させるものである。

(樋口知子)

- (1) 題簽が何時貼られたのかは、吉田伸之・西坂靖「宗感覺帳」(『三井文庫論叢』二四号)で、明治四十二年以前からついていたことを確認している。この題簽は北家史料の六番の一〇のうち、元禄六年の高利自筆「金銀小遣帳」と三男高治の「辰ノ正月万覚」「元禄二年覚帳」には付いていない。高利が作成した複製の「請状証文之一札」の表紙には、題簽と同じ筆跡で余白に「此内ニ宗寿自筆有之」と直接書き込まれている。「宗感覺帳」の題簽は高利の死去(元禄一七年)以後に貼られたことは間違いない。「宗寿自筆」という書き方は第一世代のものであろう。高治の帳面には題簽が貼られていないところを見ると、高治のメモではなかったかと思われる。ちなみに高治は享保一一年(一二二二)に死去。
- (2) 袋裏には「宗寿様勢州ニ御住居之時代御自筆之御手帳類、其外御同苗御自筆之御手帳るい」と手代の手で書かれている。袋そのものは紙背文書で作られており、元の袋の上書きを切り取って貼り付け、後世に作り直してある。またこれらの史料を保管した桐篋には、袋

とは別に包紙があり、それには「宗寿居士御自筆其他諸帳面類 七冊」と書かれている。

- (3) 北家三代高房と、新町家二代の高方の二人が高治の「辰ノ正月万覚」「元禄二年覚帳」と高利の「宗感覺帳」をすでに三井家の体制の確立後の享保一三年(一七一八)に、創業期を語る史料として確認していたことを知ることができる。最初に袋の上書きを書いた「八郎右衛門」とは、貞享四年から宝永六年まで八郎右衛門を名乗った高利の二男高富か、その後を次いで享保元年まで名乗った三男高治かということになるであろう。先の題簽の貼られた時期もこの頃ではないかと思われる。
- (4) 「宗寿いせ吉利支丹帳」は縦帳袋綴じで表紙裏表の綴じ目に四個の高利の印鑑(本文中に同じと表記)が押されている。原表題はなく、表紙には「寛文十二壬子年二月吉日紙数十枚 本町三井八郎兵衛」と書かれている。「請状証文之一札」は半折り長帳の仕立てで、表紙も含め紙数は二〇枚であるが、墨付き二・五丁、表紙裏表の綴じ目を覆った個所に同じ高利の印鑑が裏表に三個宛押されている。
- (5) 《中川家江戸伊勢両所元手金割付定書》(北四一一)。
中川清右衛門(常故)、清三郎(常印)は高利妻かね

の弟で両替業を営んでおり、江戸に両替店と米店を所持。清三郎は江戸在住。中川兄弟は三井高利にとって親族の中では一番親しい付き合いがあり、兄弟の遺言状（北四一―二、三）の宛先も高利夫妻となっている。

(6) 吉田伸之・西坂靖「宗感覺帳」〔三井文庫論叢〕第二四号）解説の表Ⅲに、江戸の松屋やグループかとして数えられている松屋伊兵衛は、高利五男安長である。五郎八は延宝四年（一六七六）一七歳のとき京都の松屋野田五郎右衛門の元へ養子に入って伊兵衛と改名、二四歳のとき江戸に木綿店を開業するも不行跡を重ね、高利がたびたび資金援助するが江戸店を潰し、養家の財産も失って義絶される。後伊勢亀山藩主石川主殿のとりもちで石川の石と三井の井をとって石井宗秀を名乗る。ちなみに石川若狭守の神戸藩は亀山藩の支藩である。

(7) 「宗寿伊勢ニ而之年々少々御借置候古キ覚書入」（殊二〇六）には米店の有物の内訳も記されている。延宝七年「藤堂和泉守様米借シ分帳」（宗寿伊勢ニ而借シ帳）（殊二〇四）も参照すべき史料である。米店の存在は中田易直『三井高利』にも指摘されているが、寛文一二年に男性の手代を増やしたと関係ありそうである。

(8) 中田易直『三井高利』、『三井事業史』本篇第一巻には高利の兄浄貞の死（延宝元年七月一四日）後早々に開業したことしか書かれていないが、江戸の高平の元へは少なくとも寛文一二年一二月二四日と延宝元年七月一〇日着を予定に計五七〇両の為替が組まれていることから、寛文一二年には浄貞の病状を見越して着々と準備がなされたものと思われる。宝永年間に書かれた次男高富の「元祖より由緒書并惣領本家筋出生」によれば、江戸開店資金は長男高平は「江戸京伯父店ニ相勤候内、元祖所持之江戸本町式丁目之宿代凡壹ヶ年二百五拾両上ルヲ兩年三百両宗竺元手ニ致、又次男ハ元祖任吉例金子拾五両木綿代乗下ニ而遣ス、式口之金五六年伯父店へ預ケ置、凡四拾貫目、外ニ六拾貫目宗寿より請取、都合百貫目、是家業之始也」とし、父高利から六〇貫目（一〇〇〇両）を受け取ったことになっている。

(9) 竹内氏は中川清三郎（常印）の妻の里方である。村田孫兵衛は高利の甥小野田三郎右衛門の妻の里方である。松坂の商人は血縁的にも地縁的にもたいていどこかでつながっている。『三井事業史』本篇第一巻第一章参照。

(10) 三井文右衛門は延宝七年「藤堂和泉守様米借シ分帳」

(殊二〇四)に高利と中川清右衛門との米の分け貸しに、高利出資分の中にわずか三〜四パーセントだけが加わっている。また、元禄三年(一六九〇)の寿讃の京都にいたる高利宛書簡に「ぶんへもんたよりふふ」と「き申候」(『三井文庫論叢』第三一号史料紹介「三井高利関係書翰21」)と身内らしき呼び捨ての書き方をしているところをみると、あるいは松坂以外の一族である。「丹生三井元祖之事并ニ過去帳写」(新四二三一)に「伊勢国渡会郡丹生村三井某所蔵過去帳「廿五日 内道軍 津ノ文右衛門」とある。丹生の三井氏と高利は従弟関係にある(母殊法の姉の嫁ぎ先)。三井文右衛門は『津市史』第二卷四四五ページ、元禄十一年「津町人分限帳」に「八丁三井文右衛門」と名前が出ているが、同一人物かと思われる。

(11)

- 長男 高平 (宗竺) 承応二〜元文二……北家
 - 二男 高富 (宗栄) 承応三〜宝永六……伊皿子家
 - 三男 高治 (宗印) 明暦三〜享保二……新町家
 - 四男 高伴 (宗利) 万治二〜享保一四……室町家
 - 五男 安長 (宗秀) 万治三〜享保一七 京都野田氏
- 養子離縁後石井と称す
- 六男 高好 (宗感) 寛文二〜宝永元
 - 七男 七郎次 早世 寛文三〜四年

- 八男 午之助 早世 寛文六〜七年
 - 長女 千代 (寿栄) 寛文七〜元禄九……(連家)松阪家
 - 次女 よし 早世 寛文九〜延宝六
 - 三女 松 早世 寛文一二〜延宝三
 - 九男 高久 (宗悦) 寛文一二〜享保一八……南家
 - 四女 かち (寿養) 延宝元〜元文五……(連家)長井家
 - 十男 高春 (宗信) 延宝三〜享保二〇……小石川家
- 六男高好名跡相統
- (別腹)五女 きよ (寿嶺) 延宝七〜享保九
 - 十一男 高勝 (宗以) 元禄五〜明和三 二男高富養子
- 伊皿子家二代

(12)

殊法は「三井一統松坂人別帳」の寛文一二年および延宝元年の欄には高利の長兄浄貞(俊次・在京都)の一家として名が連なっている。浄貞の死去後も高利家とは別に記されている。

(13)

三男高治「商売記」には江戸から戻った高利一家の暮らし向きを、「其節松坂にてハ上の暮し方にて、下女式人・物縫壱人・男壱人・子とも(丁稚)式人計、其外ハ乳母など多ク在之」と記している。

(14)

九郎兵衛は「三井一統松坂人別帳」に「手代九郎兵衛 在江戸本町四丁目 延宝六年婦十八入帳 八年二人除帳、自寛文六年至延宝七年在江戸」とあり、延宝

六年宿持ちとなり、八年に独立して伊勢に戻ったと思われる。延宝元年開店時の署名筆頭人で本町一丁目店支配人を務めており、『三井事業史』資料篇一所収「諸法度集」、延宝六年四〇歳のとき名前が傍線消しになっている（『延宝五年宗寿御自筆覚帳』）。さらに、「脇田藤右衛門控」（『三井事業史』資料篇一）に延宝六年に「後見」とある。「商売記」に見える「伊勢徳右衛門」と同一人であろうと思われる。

凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而は漢字のまま用いた。
- 一、読みやすくするため適宜読点を加えた。
- 一、抹消された文字は左傍にくをつけ、改変された文字は右傍、場合によっては左側に記した。
- 一、判読困難な字は□とした。
- 一、貼紙および付箋は、当該箇所を「で示し、文面を「」

で括り、右肩に（貼紙）、もしくは（付箋）と注記した。

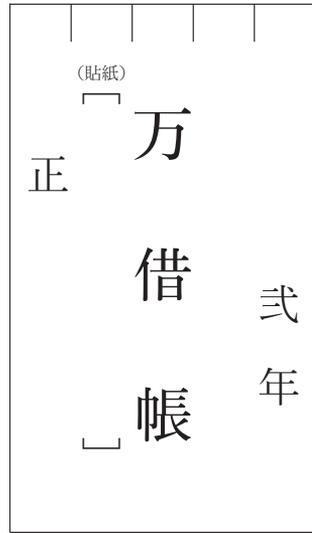
一、丁の区切りは（ ）内に原本の丁数を入れて示した。

一、「万借帳」の一括り目に限っては、原本に錯簡があるため、原本の丁数だけでなく、整理し直して料紙を重ねて半分に分けた真ん中を基準に、表表紙側を右、裏表紙側を左とし、外側から番号を付け、用紙の外側になる方をオ、内側になる方をウで示した。そのさい表紙（および表紙と一体となる料紙の左側三丁分）は、カウント外とした。したがって通し番号は25で折り目となる。

折り目以降は、通常の表記とは逆に、25ウ、25オ、24ウ、24オ、と推移する。

一、割印には罫の印鑑が使われている。いちいち断らず割印とした。

一、（ ）内、および*印は紹介者の注である。



(縦 19.6 cm × 横 14.2 cm)

(貼紙)
「自筆」
宗寿松坂ニ而之万借帳

(表紙表)

(A)

大庄や名之覚
中川左太夫
安保平左衛門
久世茂兵衛
富田五郎兵衛

(表紙裏)

(B)

戌ノ正月 手形此方ニなし
一小判貳百兩 紀州様へ
子ノ極月 取替
一小判七拾兩
二口合 貳百七拾兩
御取替仕候
壹年ニ七十貳兩三分 九匁ツ、

巳 辰 卯 寅 丑

(八丁表)
*右1オ

亥ノ五月 乙
○一小判貳千八百兩

紀州様へ
取替

亥ノ年 乙卯ノ暮迄五年間
壹年ニ七百五十六兩ツ、

亥
内印

子ノ年
 子ノ暮辰ノ暮迄五年間
 老年ニ六十両ツ、

子 六十両
 丑 六十両
 寅 六十両
 卯 内
 辰 内

○一 小判貳百両

子ノ暮辰ノ暮迄五年間
 老年ニ六十両ツ、

大崎与惣左衛門殿

(八丁裏)
 *右1ウ

子ノ年
 子ノ暮辰ノ暮迄五年間
 老年ニ六十両ツ、

子 六十両
 丑 六十両
 寅 六十両
 卯 内

子ノ年
 子ノ暮辰ノ暮迄五年間
 老年ニ六十両ツ、

子ノ 三月廿九日
 ○一百両
 丑ノ年 卅兩
 とら

卯
 辰
 巳

(松平九郎左衛門殿
 庄や大野木村
 甚兵へ)

(四丁裏)
 *右2ウ

子ノ年
 子ノ暮辰ノ暮迄五年間
 老年ニ六十両ツ、

子ノ 三百十貳両貳分
 丑 三百廿兩 取筈
 寅 貳百九十兩 同断
 卯 貳百六十兩 同断
 辰 貳百卅兩 同断

○一 金千両

石川若狭守様

(四丁表)
 *右2オ

西ノ五月十三日

一 小判貳百両

小笠原

小原与左衛門殿

(二四丁表)
*右3才

(二四丁裏)
*右3ウ白紙

〔C〕

子ノ
一 小判貳百両

但石川若狭守様分

(中川清右衛門)
同人

子ノ
内 (中川)
⑥六十貳両貳分 子極月請取

丑ノ
内 六十四両之筭

寅ノ
内 五十八両取之筭

卯ノ
内 五十貳両取之筭

辰ノ
内 四十六両取之筭

〔D〕

西二月6

一 小判拾両

西ノ暮6丑ノ暮迄五年間

壹年二三両ツ、

(り脱)
まが村

助 大夫

(二〇丁表)
*右4才

*右4ウより右9ウまで白紙

西暮
内 (印1) 三両 取

戌
内 (印1) 三両 取

子
内 (印1) 三両 取

丑
内 三両 取

子
内 三両 取

(五丁表)
*右10才

亥ノ極月ニ

一小判五両

助大夫へ
かし

壹兩□□□□
利

さん用(カ)

六両 五匁

子ノ年分

同

七兩壹分 三匁

うしノ年分

同

八兩三分

とらノ年分

(内老兩壹分うけ取)

卯ノ正月日

残而

小判七兩貳分

助大夫

かし

(五丁裏)
*右10ウ

酉ノ三月

一六百六拾兩

波瀬村

酉ノ年カ丑ノ暮年迄五年間

老年二百九十八兩ツ、

西取

印1
内

印1
内

印1
内

子
内

丑
内幕

酉ノ四月

一百七拾貳兩

六呂木村

酉ノ年カ丑年迄五年間

老年五拾壹兩貳分 六匁六分ツ、

印1
内

西取

印1
内

戌

印1
内

子

印2
内

(三丁表)
*右11オ

戌二月六日あかし
一貳百九拾壹兩

新屋庄村

寅 内
丑 内
子 内
卯 内
辰 内

老志固ノ分
戌ノ二月六日あかし
一三百四拾四兩
戌ノ暮を寅暮迄五年間
元年二百三兩ト銀十匁八分ツ、

川口村

丑 内

(二丁裏)
*右12ウ

(三丁裏)
*右11ウ

子 内
卯 内
辰 内

同断
一九拾兩
戌ノ暮を寅ノ暮迄五年間
元年二十七兩ツ、

西比留村

寅 内
丑 内
子 内
卯 内
辰 内

戌ノ暮を寅暮迄五年間
元年二八拾七兩壹分 貳匁七分ツ、

(二丁裏)
*右12ウ

丑 内
寅 内

(六丁表)
*右13オ

西ノ霜月二度ニかし 中川清右衛門殿手形有
一小判卅五両 真崎左平次

戌ノ年ニ

高野

一小判四拾五両

五郎左衛門

かし

壹

内十三両ツ、前方ノかし

印1

いぬ

廿五表かへ 米九石 九両

印1

い

廿八表半かへ 米九石 七両三分八匁

子

卅壹表かへ 米九石 七両壹分

丑

廿八表半かへ 米九石 七両三分九匁

寅

廿貳表半かへ

四十貳両有、取申候

(六丁裏)
*右13ウ

同断

一百五拾両

星合村

戌ノ暮方寅ノ暮迄五年間
壹年ニ
四拾五両ツ、

印1

い

内

印1

子

内

丑 内

寅 内

内

廿二日

本手形相渡し申候

与七郎殿

*全面×消し
(二五丁表)
*右14オ

戌ノ年方

一百五両

笠松村

戌ノ暮方寅ノ暮迄五年間

壹年ニ卅壹両貳分ツ、

戌

印1

内

同断
 一百九拾両
 戌ノ暮^{印1}寅ノ暮迄五年間
 壹年ニ五十七両ツ、
 岡 村

内 丑^{印2} 子^{印1} 内^{印1} い 戌^{印1}
 内 内 内

十二月廿二日
 本手形吉左衛門殿相渡し申候

内 寅 内 丑 内 子 内^{印1} い

*全面×消し
 (二五丁裏)
 *右14ウ

戌年^寅
 一百八拾五両
 戌ノ暮^{印1}寅ノ暮迄五年間
 壹年ニ五十五両式分ツ、
 古 市 村

内 寅 内 丑^{印2} 子^{印1} 内^{印1} い 戌^{印1}
 内 内 内

(七丁裏)
 *右15ウ
 *右16オ、右21オ白紙

(七丁表)
 *右15オ

〔E〕

霜月十五日
一 小判十五兩

霜月十六日
一 小判廿四兩

霜月廿二日
一 小判九兩

霜月廿三日
一 小判五十五兩式分

同日
一 七兩

霜月廿四日
一 小判十三兩 相渡し

六呂木村

長 大夫 殿

使 二郎右衛門

はせ村

与 三右衛門殿

使 忠右衛門殿

かわ口村

角 大夫 殿

使 半左衛門殿

古市村

角 左衛門殿

(一丁裏)
* 右21ウ

岡村

市 郎左衛門殿

久 兵 へ 方 へ

同日

一 小判五兩 相渡し

廿四日

一 小判五兩式分 廿八表三斗かへ 払

錢 貳百七十四文 米 十六表

六 兵 へ 殿

廿四日

一 小判五十七兩

はせ村

与 三右衛門殿

使 源右衛門殿

(二丁表)
* 右22オ

霜月廿四日

一 三兩式分 出し

錢 貳百文 取 相済申候

ふきや

六 兵 へ

霜月廿五日

一 小判五兩 渡

内 へ

同日

一 小判壹兩三分 渡

あさか

五 郎 兵 へ 殿

錢 五百文

もち米五表ノ代

霜月廿六日

一百両 渡し

竹内 道 本

(二丁裏)
*右22ウ

錢貳百十文取申候

(二丁表)
*右23オ

同日

一卅五両 渡し

小野田 権 左衛門

但いさわ 富 九兵へかわせ金也 使三介吉(郎)

霜月晦日

一小判老両貳分 廿六俵かへ 渡し

もちや 蔵

錢貳百六十文

米四俵ノ代

霜月廿九日

一小判壹両

舟橋 市郎左衛門殿

くれ木ノ代

十二月一日

一小判六十八両(割)

はせ村 与三右衛門殿

うけ取申候

使安兵へ殿

霜月晦日

一小判五拾両(割) うけ取

岡村

市郎左衛門殿

但まへかた七両取、二口にて相済申候

十二月一日

一小判廿五両 渡し

しゅほうへ

内十両ハ霜月廿八日ニ渡し清右方

にて

かり 申候

霜月晦日

一小判十両 出し

角や 七郎次郎殿

十二月一日

一小判廿両(割) 取

新屋庄

七郎左衛門殿

霜月晦日

一小判卅壹両壹分 渡し

荒木 山三郎殿

同日

一小判廿兩^{割印}

但米代也

同人

米五十九俵半

(一丁裏)
*右23ウ

三日

一小判五兩貳分^{廿七表かへ}取

錢貳百四十文 米十五俵代也

松崎

六郎兵へ殿

(一四丁表)
*右24オ

極月一日

一小判十七兩^{割印}取

川口

伝左衛門殿

六郎兵へ殿

子ノ十二月三日

一小判廿七兩^{割印}

うけ取

西ひる村

甚兵へ殿

一日

一小判八拾兩 渡し

竹内道本老

同日

錢 七百分^{割印}渡

もめん十一^カたんかい申候

久三郎

子ノ十二月二日

一小判廿兩

川口

伝左衛門殿

六郎兵へ殿

子ノ十二月四日

一卅五兩 渡し

富山

九兵へ殿

(但近藤七郎左衛門殿手かたにて取
中清右方へ指引致候

(但小野田権左衛門方へ渡し
かわせ金也

十二月二日

一小判廿九兩貳分^{割印}

六呂木村

長大夫殿

使大郎右衛門

一小判十兩

かり

小野田

権左衛門殿

錢四百七十文

(一四丁裏)
*右24ウ

一小判十両
かり
いつくら
甚四郎殿

十二月五日

一小判五拾両

渡し

竹内
道本老

同日

一小判三百十式両式分

入

石川殿
お

引済金相すミ申候

五日晩

一小判式百十両

渡し

竹内
道本老へ

六日

一小判六十両

入

小笠原
与左衛門殿

(一三丁表)
*右25オ

十二月六日

一小判六十両

渡し

竹内
道本老へ

五口合 五百両分相渡し

手形参候

十二月六日ニ

一小判百両

渡し

西村
七郎右衛門殿

同日

一式分入

かわせのうち取申候

富山
九兵へ殿

子ノ
十二月六日

一小判七両

三口にて五十壹両式分

銀六匁六分也

六呂木村
長大夫殿

子ノ極月七日

一小判五十七両壹分

銭式百廿八文かへし申候

川口村
角左衛門殿

(一三丁裏)
*右25ウ

右四口合 百三兩卜銀十匁八分也

子ノ十二月七日
一小判廿兩也

笠松村

喜兵へ殿
使六兵へ殿

子ノ十二月八日

一小判卅兩 入

星合村

治右衛門殿
使与七郎殿

子ノ十二月八日

一小判百兩

西村

七郎右衛門殿

渡し

(三八丁表)
*左25ウ

子ノ
十二月八日

一小判十兩 渡し

いつくら

甚四郎殿

かへし申候

使三井五郎八

子ノ十二月八日
一小判十五兩

大崎与三左衛門殿
利金之内へ
請取

同日

一小判十兩 渡し

かへし申候

小野田

権左衛門殿

使三井五郎八

九日

一小判十兩

うけ取申候

大崎与三左衛門殿

利金子之内へ

子ノ
十二月九日

一小判十九兩式分

式百兩利金也

紀州様

(三八丁裏)
*左25オ

同日

一小判式百七十九兩

但引濟金内へ

同

請取

同日

一三百兩 相渡し

西村七郎右衛門殿

十二月十日

一小判貳拾四兩

うけ取

はせ村

与三右衛門殿

使甚兵へ殿

十四日

一小判四百七十七兩

うけ取申候

茶やぶ

九右衛門殿

市右衛門殿

十二月十二日

一小判五十兩 渡し

中川清右方
相渡し申候

十四日

一小判四十兩貳分

出し

近藤

三入老

使清右
(中川清右衛門)

但近藤手形式十兩入テ

同日

一小判五兩

かし

もちや

長蔵

同日

一七兩三分 渡し

但指引候て

同人

(三七丁裏)
*左24ウ

同日

一小判五兩

内へ渡

(三七丁裏)
*左24オ

十二月十二日

一小判壹兩 出し

かわらや

十五日

一小判卅兩渡

小津

源太郎殿

十四日

一小判廿兩

うけ取

新屋庄

七郎左衛門殿

廿一日

一小判廿壹兩三分

うけ取申候

新屋庄

七郎左衛門殿

但米六十式俵買申候

同日

式十九表三斗かへ
一小判五両貳分也

同人

錢百九十文

米十六表貳斗代也 此方ノ手前米

内小判五両壹分と錢四百七十二文
桜井清兵へ殿かし 五百五十四文

新屋庄

惣合 八十七両壹分 貳匁七分也

(四九丁裏)
*左23ウ

十二月廿一日

一小判十両 出シ

内へ

(付箋)
十二月廿四日
一小判四百両

渡し

西村

七郎右衛門殿

(付箋)
廿一日

十五両貳分
有

廿二日

一小判十七両

はせ村

与三右衛門殿

廿三日

一小判十老兩貳分
うけ取

笠松村

喜兵へ殿

吉左衛門殿

使平次兵へ

廿三日

一小判四拾兩
渡し

西村七郎右衛門殿へ

渡り候はつ

桜井清兵へ殿へ

渡し

(四九丁裏)
*左23オ

廿四日

一小判十五両
二口合 四十五兩分也

星合村

次右衛門殿

使与七郎殿

同日

一小判廿老兩 うけ取

田丸

三左衛門殿

京へ遣申候

水野利左衛門様金

遣 星合善兵へ殿

同日

一小判卅五両

うけ取

大崎

与三右衛門殿

使七郎左衛門殿

廿四日

一小判卅兩

渡し

小津源太郎殿

同日

一小判八両

出シ

松崎伊右衛門殿

(三〇丁表)
*左22ウ

十二月廿五日

二小判廿兩

うけ取申候

いつくら

甚四郎殿

廿六日

一小判五両

内へ渡

廿六日

一貳分取

まかり

助 大夫

丑ノ正月九日

一小判八両

うけ取

はせ村

与三右衛門殿

六口合 百九十八両也

丑ノ二月五日

一小判廿壹両貳分

錢貳百七十文

米六十式俵うけ取

能^(カ)や

市郎右衛門殿

(三〇丁裏)
*左22オ

正月十五日

一小判貳両壹分

出シ

山田へ

参宮仕候時

(内三分、貳百文中川
清右金払申候、かし也)

丑ノ二月七日迄

一小判十壹両三分

錢四百廿五文

出入相すミ申候

中川清右

渡し

三月晦日

一小判四十両 入

道本老お

卯月十五日

一小判卅両 出し

新町

五郎右衛門殿

卯月廿七日

一小判四両貳分 出し

桜井清兵へ殿

錢五百卅文

米共ニ 但十兩分也

(五〇丁表)
*左21ウ

一小判四両

出シ

(以下余白)

(しゅほうへ
三入払ノ金

(五〇丁裏)
*左21オ

(三三丁表)
*左20ウ白紙

[F]

丑ノ霜月九日

霜月九日

一金六拾両

はせ村

小出与三右衛門殿

廿日

一金五拾九両

同人

廿二日

一金貳拾両

同人

廿六日

一金卅両

森本

茂兵衛殿

十二月八日

一金貳拾九両

はせ村

市郎右衛門殿

五口合 百九拾八両也

*全面×消し
(三三丁裏)
*左20オ

丹う

永井彦大夫分

*三三丁小口中央に紙纏り貼付あり

霜月廿四日

一金貳十七兩

持参候金

廿一日

一小判十九兩貳分

喜兵へ殿

一金十兩

京_ろ拙子持
参候金

廿四日

星合村

水野利左衛門殿
かわせニ致参候

一小判十五兩 うけ取

次左衛門殿

同廿八日ニ

一金四兩

持参候金也

(四丁間に挟込の書付)
〔入 参百四拾貳兩貳分〕

(四丁裏)
*左19オ

三口合 四拾壹兩也

内 卅兩者 新屋庄七郎左衛門殿米

手形渡 八十四表
かい申候

同 十壹兩者 薬王寺庄や太郎兵へ

米三十壹俵手形渡

錢三百五文也

霜月廿六日

六呂木村

*全面×消し
(四丁表)
*左19ウ

一金拾兩

長大夫殿

十二月十四日

星合村

十二月一日

一金拾兩

同人

一小判三拾兩

次左衛門殿

十日

一金十壹兩

同人

十二月十五日

石川殿

十八日

一金九兩

同人

同廿七日

一金貳拾三兩

同人

廿五日

一九兩貳分

同人

十二月一日

一金拾兩

同人

錢四百六十八文

銀十匁八分

使角介

(三三丁表)
*左18ウ

四口合 百三兩 銀十匁八分也

丑ノ霜月十一日

岡村

一金貳拾兩

市郎左衛門殿

霜月十五日

一金貳拾五兩
貳分

古市村

角左衛門殿

十二月四日

一金卅七兩

同人

同廿五日

一貳拾兩

同人

二口合 五十七兩也

(三四丁表)
*左17ウ

同十三日

一四拾兩

川口村

伝左衛門殿

霜月卅日

一金九兩

古市村

角左衛門殿

同廿四日

一卅兩

川口村

角太夫殿

十二月三日

一金壹兩
四口合 五拾五兩貳分也

同人

(三三丁裏)
*左18オ

霜月十二日

一小判三拾両

大野木

甚兵へ殿

使子息十左衛門殿

但松平九郎左衛門殿借金引濟方へ

霜月卅日

一金卅両

新や庄

七郎左衛門殿

但丹う村米八十四表かい遣申候

金取申候分也

霜月卅日

一金三拾両

小笠原

与左衛門殿

(三四丁裏)
*左17才

十二月一日

一金十壹両

西ひる

甚兵へ殿

霜月廿八日

一金三拾両

同人

十二月八日

一金十貳両

笠松村

喜兵へ殿

二口合 六拾両相濟申候

新屋庄

七郎左衛門殿

霜月十四日

一金六拾両

内十両者米ニ而請取

右者大崎与三左衛門殿引濟方へ

相すミ申候

(以下余白)

(四二丁表)
*左16ウ

(貼紙)
〔貼紙〕
〔取〕
高
六百四拾七両貳分也
三分

(四二丁裏)
*左16才

*左9才より左4ウまで天地逆書。ここでは記載順とする

*左15ウ、左9ウ白紙

(付見出)
〔当座借シ借り〕

(三二丁裏)
*左4才白紙

〔G〕

〔付見世〕
「当座借シ借り」

借り借シノ覚

子ノ十月一日

一 小判百両

久兵衛 〆

借り

子ノ
二月廿七日

角や

一 小判百両

七郎左衛門殿

借り

此利金十両 取渡し

子ノ

霜月晦日ニ

相済申候

子ノ極月一日ニ預り

一 小判百両

荒木清右衛門殿

此利金十壹両 丑ノ十月晦日返弁

はつ

〔三丁表〕
*左4ウ

子
霜月廿六日・十二月四日兩人相渡し申候

一 小判七拾両

富山

九兵衛殿

江戸ニ而極月廿四日八郎右衛門方へ

相渡し候はつ、手形参候也

子ノ十二月六日迄金相渡し

一 小判五百両

取替

竹内道本老
村田孫兵へ殿
竹内大郎兵へ殿

江戸丑ノ七月十日請取申候はつ

かわせ金也

一 小判四拾両

取替

同人

丑ノ三月晦日此方にて請取

申はつ、右之うち金也

右二口手形参候

*全面×消し
〔三丁表〕
*左5オ

払方

丑ノ霜月十一日

一金貳拾両

津

文右方へ

同十五日

一金卅兩

同人

同廿八日

一金六拾兩

同人

十二月三日

一金廿三兩壹分

同人

銀六匁九分

同日

一三分

同人

利金相渡し

五口合 百卅四兩ト銀六匁九分

(三三丁裏)
*左5ウ

右かわせ致相渡し出入相すミ申候

*左5ウ全面よりここまで×消し

荒木清右衛門殿

一五十兩

霜月十五日ニ

一五十兩三分

霜月廿六日ニ渡

一十壹兩

利金

三口合 百十壹兩三分也

右之通にて借り金相すミ申候

*「荒木清右衛門」より×消し
(三三丁裏)

*左6オ

一金百兩

京八郎右衛門方へ渡し覚

霜月十六日ニ

一金百卅兩

使 八郎右衛門

霜月廿六日ニ

使 孫兵衛

一金七十兩

小野田三郎右衛門

かわせ致、二度ニ

相渡し申候

三口合 三百兩也

京八郎右衛門渡し

霜月一日

一金式百卅三兩壹分

銀六匁九分

又三分利足相渡し

二口合 式百卅四兩 六匁九分

津三井

文右衛門かわせ

小牧宗左衛門殿と

うけ取申候

出入相すミ、

*全面×消し
(三三丁裏)

*左6ウ

丑ノ霜月一日

一 小判百両

預り 手形渡し

三井文右衛門

*「京八郎右衛門渡し覚」より×消し

(三九丁裏)

*「左7オ」

京八郎右衛門渡し覚

丑ノ
十二月十六日

一百五十両

手形

江戸お

くわな

山田藤左衛門殿

かわせ金渡し

一金廿兩
十二月三日

十二月八日

中川清右衛門相渡し覚

(三九丁表)
*「左7ウ」

同十二月十五日

一 小判十五両

手形取

江戸お

近藤庄右衛門殿

かわせ金相渡し申候

丑ノ十二月に

一 小判十式両

利足金相渡し

久兵へ殿

同十五日
同十七日 兩日ニ相渡し申候

一 小判四拾兩

(田廳) 小野三郎右衛門
京へかわせ金致
相渡し申候

是迄京へ渡し

合 七百卅八兩老分

銀六匁九分相渡し覚

一 小判廿兩
一 小判廿兩

十二月十二日

(一六丁表)
*「左8オ」

(小) 大津
(大) 源大郎殿

一廿両

(以下余白)

(一六丁裏)
*左8ウ

京八郎右衛門渡し覚

一金七百卅八両壹分

丑ノ十二月十七日迄

銀六匁九分

一銀十壹貫四百廿匁

丑ノ十二月廿三日

此代金貳百両也

使 仁兵へ

一小判拾両

小野田 三郎右衛門

但十二月廿五日渡し

(一五丁表)
*左9オ

*ここより天地戻し左3ウにつなぐ

*左3ウより左1オまでの三丁、および表紙対応分三丁、合計六丁白

紙 *これより二括り目

〔付見世〕
「借りの所」

*五四丁表白紙

〔付見世〕
「借り所」

〔H〕

借り分

酉ノ三月お

一小判百両

中川清右衛門殿

波瀬村かしノ内

西ノ内

(卅川、以下同)
卍両渡し

戌内

卍両渡し

い内

卍両渡し

子内

卍両請取

丑内

卍両

*全面×消し
(五四丁裏)

戌ノ年お

一小判百両

同人

但老志固分

戌内

卍両渡し

い内

卍両渡し

子 内
丑 内
寅 内
④卅兩請取
卅兩

戊年[㍁]
一小判貳百兩

但老志固分

戌 内 六十兩 渡し
い 内 六十兩 渡し
子 内 六十兩 渡し
丑 内
寅 内

亥ノ年[㍁]
一百五十兩

小津
源大郎殿

*全面×消し
(五五丁裏)

*全面×消し
(五五丁裏)

近藤三八老

紀州様之内

亥ノ年[㍁]
一四百五十兩
卯 内
寅 内
丑 内
子 内
亥 内
四十兩貳分 渡し
四十兩貳分 渡し

(五六丁表)

亥ノ年[㍁]
一四百五十兩

紀州様之内

中川清右衛門殿

亥ノ年[㍁]
一四百五十兩
卯 内
寅 内
丑 内
子 内
亥 内
④百貳拾壹兩貳分 請取
④百廿壹兩貳分 渡し
(中川)

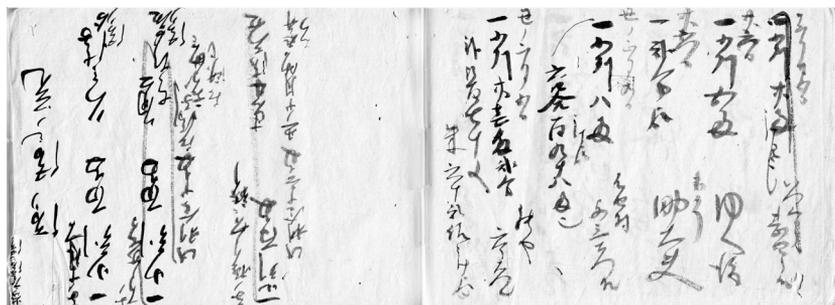
寛文一二年三井高利自筆「万借帳」・「万覚帳」

〔裏表紙〕
越後屋
八郎兵衛

〔1〕

卯
内

請取候	請取候	請取候	使
金四兩	金四兩	金四兩	九郎兵衛
〆〆兵衛	〆〆兵衛	〆〆兵衛	〆〆兵衛
二日三月二十	二日三月二十	二日三月二十	〆〆兵衛
金五廿子	金五廿子	金五廿子	〆〆兵衛
二助七〆兵衛	二助七〆兵衛	二助七〆兵衛	〆〆兵衛
日二月二十	日二月二十	日二月二十	〆〆兵衛
〔裏表紙裏〕	〔裏表紙裏〕	〔裏表紙裏〕	〔裏表紙裏〕



寛文12年三井高利自筆「万借帳」

左. 原本31丁表
本文202ページ上段

右. 原本30丁裏
本文197ページ上段～下段

(表紙)

寛文拾弐年

万覚帳

(貼紙)

子ノ正月吉日

(貼紙)
「宗寿自筆覚帳」

(表紙)

(表紙裏白紙)

(縦 20.4 cm × 横 15.6 cm)

借シ覚

亥ノ五月

一金貳千八百兩

老年七百五十六兩ツ、

亥卯3

子卯3

丑卯3

手形有

紀州様

指上申候

寅卯3

卯卯3

辰ノ正月十二日

手形かへし申候

玉川伊右衛門様へ

*全面×消し
(二丁裏)

取次堀田九八郎殿

大崎与惣左衛門殿

取替

子ノ年

一金貳百兩

老年六十兩ツ、

子卯3

丑卯3

寅卯3

卯卯3

辰卯3

霜月十一日四十兩 極廿日廿兩

霜月十六日済

*全面×消し
(二丁裏)

丑ノ五月

一金千兩

手形有

紀州様へ

老年二貳百七十兩ツ、指上申候

丑卯3

寅卯辰巳

*全面×消し
(二丁裏)

子ノ極月
一金貳百七十兩

町年寄衆之内
紀州様へ
指上申候

老年ニ七十式兩三分九匁ツ、

丑卯辰巳

*全面×消し
(二丁裏)

子ノ年
一金千兩

石川若狭守様
取替

子卯
三百十式兩貳分
丑卯
三百廿兩

寅卯辰巳

*全面×消し
(二丁表)

丑ノ三月廿九日
一金百兩

老年ニ卅兩ツ、

取次宮地久右衛門様
松平九郎左衛門殿
庄や田丸領大野木
甚兵衛殿也

丑卯辰巳

十式兩済

引残り利足かし

*全面×消し
(二丁裏)

卯之七月

一金百兩

老年ニ卅兩ツ、

取次堀田九八郎殿
大崎三左衛門殿

極月七日ニ濟申候

極月十六日ニ濟申候

卯印3
辰印3
巳印3
午印3
未

〔四丁表〕

寛文式年ノ
寅ノ極月廿一日

一金卅兩

手形有
大石与五右衛門殿
取替

〔四丁裏〕

〔以下余白〕

寅ノ年

一銀五拾貫目

老年二十五貫目ツ、

細川越中守様

寅印3
卯印3
辰
巳
午
〔以下余白〕

〔五丁表〕

辰ノ三月

一金六拾兩かし

辰印3
巳印3
午印3
〔貼紙〕

〔四丁裏〕

〔貼紙〕

申 未

一金三千兩

午ノ年
利足
さげ申
候故
辰印3
巳印3
午印3

申 未

〔以下余白〕

〔六丁表〕

小幡弥右衛門殿

老年二十八兩ツ、

濟申筈

〔五丁裏〕

極月濟シ

殿様指上

八百十兩ツ、
七百五十兩ツ、

巳ノ正月十一日江戸渡し
一金千貳百両

巳ノ^{印3}
午^{印3}

未 申 鳥
(以下余白)

むま正月⁵借シ
一金千両
午^{印3}

未 申 とり いぬ
(以下余白)

午ノ七月⁵
一小判貳百両

七月⁵済シ

殿様へ指上

立取替三百廿四両^ツ、
六月より七月五日迄相済

七月⁵済シ
殿 様
貳百五十両^済

(六丁裏)

(七丁表)

極月⁵済シ
殿 様 へ
五十四両^ツ、

午^{印3}

未 申 とり いぬ
(以下余白)

午七月晦日 霜月切

印3 一小判五拾両

荒木

八郎右衛門殿

此利貳両 四百文 午十二月廿五日^済

午ノ十二月廿一日

印3 一小判六拾両

田丸宮本

九大夫殿

未七月迄 月壹ふ

かし

内五拾両請取 午ノ十二月廿五日^済

印3

手形渡ス

引残而金十両かし

*「午ノ十二月廿一日」より×消し
(八丁表)

(七丁裏)

午ノ十二月廿一日 月老分利
[印3] 一六百九拾兩

廿日濟
殿様へ

かし

老年二百八十六兩老分
銀十二匁

未

申

とり

いぬ

い

[付箋] [付箋]
「かし」金三千五百七拾兩か」

内金五拾七兩 未十二月十五日請取

(八丁裏)

(九十表白紙)

藤藤(堂)

泉守様分

一米貳千石 十年切

本米百石

利米百卅石

一米千石 五年切

(以下余白)

(九十裏)

[付見出]
「在借し」

在借シ覚

卯ノ年

一金七拾兩

大庄や五郎兵衛殿

辻原村

老年ニ式拾壹兩ツ、

次郎右衛門殿

[印3] 卯

霜月晦日濟申候

[印3] 辰

十二月二日濟

[印3] 巳

[印3] 午

[印3] 未

*全面×消し
(三四丁裏)

卯ノ年

一金百七拾五兩

大庄や大兵衛殿

大河内村

老年ニ五拾貳兩貳步ツ、 庄や半三郎殿

[印3] 卯

極月六日ニ卅兩 残廿貳兩貳分

[印3] 辰

十一月晦日卅貳兩貳分 残り 極月廿日

[印3] 巳

十二月三日濟

[印3] 午

[印3] 未

卯ノ年

一金六拾兩

老年ニ拾八兩ツ、

大庄や五郎兵衛殿

六呂木村

虎之助殿

*全面×消し
〔三五丁裏〕

未卯3
午卯3
巳卯3
辰卯3
卯卯3

霜月晦日済申候
極月二日

卯ノ年

一金貳百三拾兩

老年ニ六拾九兩ツ、

大庄や五郎兵衛殿

下出江村

極月廿三日済

*全面×消し
〔三五丁裏〕

未卯3
午卯3
巳卯3
辰卯3
卯卯3

*全面×消し
〔三六丁表〕

卯ノ年

一金八拾兩

老年ニ貳拾四兩ツ、

大庄や五郎兵衛殿

坂内村

庄や五郎右衛門殿

*全面×消し
〔三六丁裏〕

未卯3
午卯3
巳卯3
辰卯3
卯卯3

霜月晦日済申候
極月二日

卯ノ年

一金八拾兩

老年ニ貳拾四兩ツ、

大庄や大兵衛殿

田村

庄や安兵へ殿

霜月廿九日

十一月卅日

*全面×消し
〔三七丁表〕

未卯3
午卯3
巳卯3
辰卯3
卯卯3

卯ノ年

一金百五拾兩

大庄や大兵衛殿

広瀬村

老年ニ四拾五兩ツ、

極月廿五日濟申候

卯
辰
巳
午
未

内八兩貳分 九匁午ノ年分利金之内へ濟

〔三七丁裏〕

卯ノ年

一金三拾兩

大庄や作右衛門殿

内五曲村

壹年ニ九兩ツ、
庄や久左衛門殿

極月三日濟申候

卯
辰
巳
午
未

〔三八丁表〕

卯ノ年

一金百三拾兩

大庄や作右衛門殿

舟江村

壹年ニ三拾九兩ツ、
庄や孫兵へ殿

極月四日ニ断有

卯
辰
巳

午
未

*全面×消し
〔三八丁裏〕

卯ノ年

一金八拾五兩

大庄や茂兵衛殿

西肥留村

壹年ニ貳拾五兩貳分

霜月廿九日ニ

庄や
甚大夫殿

卯
辰
巳
午
未

*全面×消し
〔三九丁表〕

卯ノ年

一金貳百六拾兩

大庄や佐大夫殿

須ヶ瀬村

壹年ニ七拾八兩ツ、

四十八兩霜月九日 卅兩極月十二日ニ

庄や十左衛門殿

卯
辰
巳
午
未

*全面×消し
〔三九丁裏〕

(三九丁に挟み込の書付)
「 覚

一卅両 閏十二月廿一日 濟

式ヶ月分

一卅貳両 午六月廿七日 濟

八ヶ月分

一七両 午十二月廿七日 濟

十四ヶ月分

合四百十四両分

此利五両十匁五分

卯3 一三分 六匁七分五り 六十九両分
午十二月廿七日 濟

卯3 利金合六両 貳匁貳分五り

此利金六両 錢百文 うけ取

引残り七十五文 かし

午ノ十二月廿七日

下出江 甚大郎殿

卯ノ年

一金百四拾両

大庄や茂兵衛殿 (九)

星合村

老年ニ四十式両ツ、 庄や次左衛門殿

卯卯3 四十両霜月廿八日 廿六両極十三日ニ

卯卯3 辰卯3 巳卯3 午卯3 未卯3

*全面×消し
(四〇丁表)

卯ノ年

一金百三拾両

大庄や作右衛門殿

久保田村

老年ニ三拾九両ツ、

卯卯3 卅両霜月九日 九両霜月廿九日

辰卯3 十兩者老年過 請取

巳卯3 午ノ七月十三日 請取

午 残り十一両 かし

未 残り拾毫両 かし

(四〇丁裏)

卯ノ年

一金貳百両

大庄や五郎兵衛殿

奥津村

老年ニ六拾両ツ、

卯卯3 (卅両霜月廿九日 廿兩霜月晦日 十兩極九日)

辰卯3

巳卯3

午卯3

未
卯3

卯ノ年

一金百五拾両

老年ニ四拾五両ツ、

川 俣 谷

大郎右衛門殿
次郎左衛門殿
大庄や
市大夫殿

霜月廿九日済申候

*全面×消し
(四丁裏)

未
卯3
午
卯3
巳
卯3
辰
卯3
卯
卯3

卯ノ年

一金百両

老年ニ三拾両ツ、

大庄や九郎兵衛殿
粥 見 村

極月五日済申候

金 助 殿

*全面×消し
(四丁裏)

未
卯3
午
卯3
巳
卯3
辰
卯3
卯
卯3

卯ノ年

一金三百拾両

老年ニ九拾三両ツ、

大庄や弥七郎殿
大 津 村

庄や半兵へ殿

霜月廿七日済申候

十一月廿七日ニ

未
卯3
午
卯3
巳
卯3
辰
卯3
卯
卯3

合拾七口

金貳千五百両也
内百貳拾両二口分済

残テ貳千三百八拾両也

大庄や五郎兵衛

辻原村

坂内村

下出江村

六呂木村

粥見村

奥津村

川俣谷
大庄や

大庄や大兵衛

大河内村

田村

広瀬村

大庄や
作右衛門

内五曲村

舟江村

久保田村

*全面×消し
(四丁裏)

*全面×消し
(四丁裏)

大郎右衛門
一大夫
次郎左衛門

大庄や佐大夫^(カ)
須ヶ瀬村
大庄や弥七郎
大津村

(四三丁表)

二口預納

桜井清兵へ手形渡シ

一金五拾両

藤 木 村

一金貳百拾五両

笠 松 村

卯ノ五月あ

一金三拾五両

小 津 村

霜月切一年借シ

右三口桜井清兵へ借シ分渡ス三百両分

*全面×消し
(四三丁裏)

卯ノ五月あ老年借シ

印3 一金貳百両

丹 生 村

此利拾七両貳歩

霜月晦日切

相済申候

同断

印3 一金百両

矢 津 村

相済申候

此利八両三歩

霜月晦日切
(四四丁表)

午ノ極月廿四日

ひろせ村

一小判卅六両壹分

又 六 殿

銀六匁

かし

右之利金壹両三分 四匁 未ノ三月迄

二口合 卅八両 銀十匁

かし

*「午ノ極月廿四日」より×消し

午ノ霜月あ

久保田村

一小判十壹両

庄 や

かし

(四五丁裏)

*以下四六丁表より七〇丁表まで白紙

(付見出)
「わけかし」

亥ノ年分 わけ借シ分

亥ノ年分

中川清右衛門分

一金四百五拾両

(紀州様へ式千八百両
指上金之内也)

亥 老年二百廿壹両貳分ツ、

子

(四四丁表)

丑
寅
卯

*全面×消し
(六九丁裏)

一金貳百兩

同人分

石川若狭守様
取替

子 六十貳兩貳分之筭
丑 六十四兩 同断
寅 五十八兩 同断
卯 五十貳兩 同断
辰 四十六兩 同断

*全面×消し
(七〇丁表)

中川清右衛門分

丑ノ五月

一金貳百兩分

紀州様へ千兩分
指上申候金子之内

老年ニ付五十四兩ツ、

丑
寅
卯

辰
巳

(七〇丁裏)

卯年分

一金四百五拾兩

左借シ百性中
高式千五百兩之内

老年ニ付百卅五兩ツ、

内金式十貳兩

巳ノ五月十一日
本金濟

老年ニ付廿八兩壹分 九匁也

ツ、

卯
辰
巳
午
未

同人

金百兩 濟申候

此利金八兩三分也

霜月切

在借シ之内老年

卯ノ五月も かし也

同霜月迄

(七一丁表)

亥ノ年も

金百五十兩

紀州様へ貳千八百兩指上金之内

近藤三人老

亥年ニ付四拾両式分ツ、
卯 寅 丑 子 亥

*全面×消し
(七丁裏)
*以下七丁表より七丁表まで白紙

〔付見出
借り〕

寅ノ年

一金百両

〔印3〕

三井

久兵衛

*文字囲み消し

内十両渡し 付出し

巳ノ極月お

〔印3〕一十九拾両

〔印3〕

三井

久兵衛

*文字囲み消し

此利十両三分 錢貳百卅七文

渡し

巳ノ閏極月三日

〔印3〕一八拾五両

〔印3〕付出シ

けしゆいん

(慶聚院)

利足八両式分 午ノ年
之利金
相済ミ申候

*全面○消し
(七七丁裏)

巳ノ午ノ

□ノ七月晦日

一五拾両

(但是ハ荒木八郎右殿かし)

来迎寺

巳ノ霜月末

西町

〔印3〕一小判五両

〔印3〕付出シ

与兵へ

〔印3〕内式分利金午ノ霜月晦日ニ

*全面○消し

午ノ
七月十四日

うと町

〔印3〕一小判九両

〔印3〕霜月十七日渡し

七兵へ

(七八丁表)

松崎伊右衛門指引

辰ノ九月晦日

一金式十両

請取

一同 三両

渡し

巳ノ六月

一小判三十兩

江戸替為
金請取

同
七月三日

一同五兩

渡し

同
極月

一三拾兩

渡し

午ノ二月九日

一同三兩

渡し

午ノ三月五日

一同拾兩

請取

午ノ六月

一同八兩

請取

霜月(消カ)三日

印3 一十三兩

かし

午ノ十二月廿二日

印3 一十五兩

かし

箋(付箋) 残り
「(付箋) 壹兩かし」

午ノ十二月廿一日

印3 一金七兩 かり

大土

午ノ霜月

印3 一金五兩 かり

西町

一小判 印3 一拾三兩 貳分

与兵へ

午ノ極月三日

印3 一小判九十参兩 貳分

けいしゆいん

かり

(八〇丁表より一三七丁裏まで白紙)

(七九丁裏)

裏表紙
「越後屋」

八郎兵衛

(七九丁表)